

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 8 日

分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長 飯島 康夫

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号第 1 号

令和 7 年度仙台森林管理署官用自動車点検等業務

(2) 入札物件の品質規格、数量等

自動車点検業務（自動車点検項目ごとの単価契約）

別紙 1「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり

(3) 契約日

落札決定の翌日から起算して 7 日以内とする。

ただし、契約書の郵送等に日数が必要な場合は、この限りではない。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

落札者の自動車分解整備事業場等

ただし、落札者は、仙台森林管理署庁舎の車両引渡場所より官用自動車を引き取り、点検・整備・検査の上車両引渡し場所へ納車するものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、種類：「役務の提供等」、地域：「東北地域」、営業品目「車両整備」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札説明書等を入手する場所及び問合せ先、交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所、入手方法及び問合せ先

ア ダウンロードによる場合

電子調達システム又は東北森林管理局ホームページから入手すること。

イ 手交または郵送（希望者負担）を希望の場合及び問合せ先

〒981-0908 宮城県仙台市青葉区東照宮 1 丁目 15-1

仙台森林管理署 総務グループ

電話：022-273-1111

メールアドレス：t_sendai@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札の公告日から入札日までの期間とする。

ただし手交による場合は開庁日とし、時間は 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

5 履行証明書等提出書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、履行証明書（上記 2（3）の資格を有することを証明する書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し）を添付）、車両の点検・整備・検査が可能であることを証するため、「自動車分解整備事業場一覧」を作成し、「自動車分解整備事業場一覧」に記載した事業場が運輸局から指定又は認証を受けている指定書又は認証書の写しを下記により提出すること。

紙入札による場合は、上記に加え「紙入札参加承諾願」及び「入札説明書等の交付確認書」を提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 25 日（月）17 時 00 分まで。

なお、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和 7 年 8 月 26 日（火）17 時 00 分までの間においてそれに応じなければならない。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上で pdf ファイル形式により提出すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記 4（1）イのメールアドレス宛に pdf ファイル形式により送信することとし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は上記 4（1）イに提出すること。

なお、持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）までとする。

(4) 上記（2）に規定する期限までに提出書類を提出しない者又は競争参加資格がない

と認めた者は本入札に参加できない。

6 入札の方法

- (1) 入札金額は、単価契約及び総価契約にかかわらず、総価を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、自動車重量税と自賠責保険料については非課税とする。なお、契約は落札価格に基づく単価契約となるので、入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。
- (3) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (4) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。
- (5) 入札内訳書は、次のアからウによる。
 - ア 入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。
 - イ 電子調達システムにより入札を行う場合は、同システム内の入札書入力において、入札内訳書を PDF にて保存すること。
 - ウ 紙入札の場合は入札内訳書を入札書と同封し、投函もしくは郵送すること。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 入札書の提出日時

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和 7 年 8 月 27 日（水）8 時 30 分から令和 7 年 8 月 28 日（木）17 時 00 分

イ 紙入札方式により参加する場合

令和 7 年 8 月 29 日（金）13 時 45 分から 14 時 00 分

郵送による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札の期限については、令和 7 年 8 月 28 日（木）17 時 00 分までに必着とし、再入札には参加できない。郵送先は、上記 4（1）イとし、入札書の日付は「令和 7 年 8 月 29 日」とする。

(2) 開札の場所及び日時

仙台森林管理署 2 階会議室

令和 7 年 8 月 29 日（金）14 時 00 分

8 再入札

入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は、電子調達システムを開いて待機すること。この

場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

- 9 入札保証金及び契約保証金
免除する。

- 10 入札の無効
入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

- 11 落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 12 契約書作成の要否及び電子契約について
いずれの入札物件も契約書の作成は要とし、落札者が紙入札の場合を除き、電子による契約とする。ただし、落札者が紙による契約書を希望する場合はこの限りではない。

- 13 その他

- (1) 使用言語及び通貨

入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

- (3) 発注者側の電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

- (4) 入札内訳書の設定がない物件であっても、落札後、発注者より金額等の内訳の提出を求められた場合は、これに従わなければならない。

- (5) 入札内訳書等（入札書含む）に納品にかかわる送料等の記載がない場合は、入札内訳書及び入札書に送料等が含まれた金額とする。

- (6) 本公告に表記されている時刻は全て 24 時制である。

- (7) 本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

- (8) 東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得

本公告に係る東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL:<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告の公告日とすることとしますので、ご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>